



商工もばら

茂原商工会議所アドレス
https://www.mobara-cci.or.jp

商工もばら 第567号
(毎月1回発行)
発行所: 茂原商工会議所
茂原市茂原443番地
tel.22-3361(代)
発行責任者: 河野万由美
編集責任者: 石橋 佑亮



2022 **3**
March

茂原商工会議所HPIはこちら



茂原商工会議所で検索!!

茂原商工会議所 検索

茂原商工会議所 公式ライン開設



茂原商工会議所では、
様々な情報の発信とし
て公式ラインを開設しま
した。ぜひ友達追加を
お願いします。

■会員数 / 1,173事業所
(令和4年1月31日現在)

春を呼ぶ花

万葉集では桜に比べ、圧倒的に梅に関する歌が多く詠まれているのをご存じでしょうか。

その数は実に119種もあり、中には新元号「令和」の由来となった歌もあるようです。

春を呼ぶ花として季節が移り変わる喜びの気持ちを、歌人たちは「梅の花」に託したのではないのでしょうか。

さて、茂原公園といえば「日本桜の名所100選」に選ばれるほどの桜の名所ですが、実は早めの春を満喫できる梅林もおすすめです。

毎年、2月中旬から下旬に掛けて見ごろを迎え、春の始まりを告げる桜の花を存分に楽しめるコースとしても親しまれています。

outline

- 新型コロナウイルス対策マル経融資 他..... 2
- 事業復活支援金..... 3
- 千葉県感染拡大防止対策協力金《第15弾》..... 4
- インフォメーション(各種お知らせ)..... 6

新型コロナウイルス対策マル経融資

(2月1日時点)

小規模事業者経営改善資金融資(マル経)は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度であり、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

【ご利用いただける方】

- ①市内で1年以上事業を営み、6か月以上前から商工会議所の指導を受けている方。
- ②最近1か月間等(注)の売上高又は過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方。
- ③前4年すべての同期と比較が望ましくない場合であって、最近1か月間等(注)の売上高又は過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方。

a.過去3カ月(最近1か月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10月～12月の平均売上高

(注)最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上1か月未満の任意の期間における売上高

無担保
無保証人



【お問合せ先】 茂原商工会議所 指導課 TEL.22-3361

新型コロナウイルス感染症特別貸付

(2月1日時点)

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方。

- ①最近1か月間等(注)の売上高又は過去6か月間(最近1か月を含む)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方。
- ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合、または店舗増加や合併等、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業等、前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1か月間等(注)の売上高又は過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方。

a.過去3カ月(最近1か月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10月～12月の平均売上高

(注)最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上1か月未満の任意の期間における売上高

0.9%金利
引き下げ



【お問合せ先】 平日のご相談:日本公庫事業資金相談ダイヤル フリーダイヤル 0120-154-505
土曜日のご相談:日本公庫 フリーダイヤル 0120-112476

特別利子補給制度

(2月1日時点)

日本政策金融公庫等の『新型コロナウイルス対策マル経融資』、『新型コロナウイルス感染症特別貸付』等若しくは商工中金等による『危機対応融資』により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者等に対し、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対償となります。

【ご利用いただける方】

特別貸付等の申込を行った際の最近1か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前4年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方。

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者):売上高15%以上減少
- ③中小企業者等(上記①②を除く事業者):売上高20%以上減少

利子相当額を
一括で助成



【お問合せ先】 (独)中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
TEL.0570-060515

支援金

(2月1日時点)

■事業復活支援金

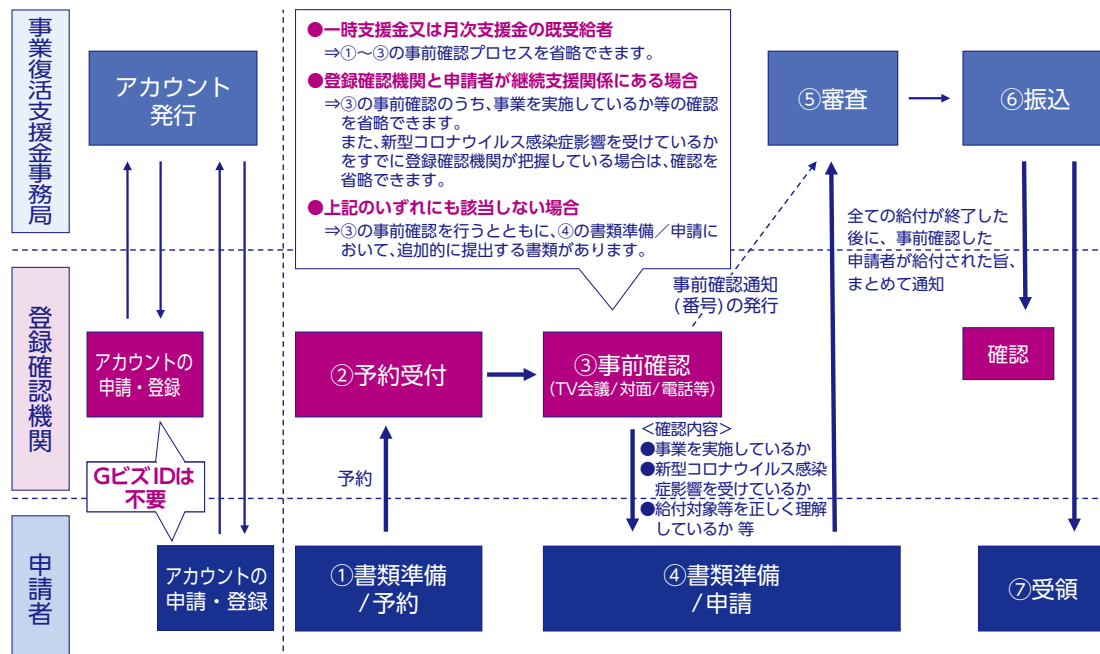
新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

給付対象	①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。 ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者 ※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国または地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。
------	---

給付額	給付額 = 基準期間の売上高※1 - 対象月の売上高※2 × 5 ※1 基準期間とは、「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること) ※2 対象月とは、2021年11月～2022年3月のいずれかの月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)
-----	---

給付上限額				
売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

【申請から給付までのフロー】



お問合せ先

事業復活支援金事務局(相談窓口)
TEL:0120-789-140(フリーダイヤル)／TEL:03-6834-7593(IP電話等(通信料がかかります))

事業復活支援金事務局HP▶



経済産業省HP(事業復活支援金)▶



経済産業省概要資料▶



事業復活支援金リーフレット▶



協力金

(2月1日時点)

■千葉県感染拡大防止対策協力金《第15弾》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月21日から2月13日までの期間、県内全域にまん延防止等重点措置が適用されることとなり、県内の飲食店に対して、営業時間短縮等の要請を行うこととしました。

これに伴い、要請に御協力いただいた「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」(以下、「認証店」という)及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」(以下、「確認店」という)に対し、協力金を支給します。

支給対象	原則として、1月21日から2月13日までの全期間、要請に御協力いただいた県内の飲食店(食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること)
主な支給要件及び支給額	(1)主な支給要件 ア 21時から翌朝5時まで営業自粛すること。 イ 同一グループ・同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること(ただし、乳幼児、介助者などやむを得ない場合を除く)。同一グループ・同一テーブルは原則4人以内である旨を店舗入口及び店内に掲示し、利用者に周知すること。 ※ワクチン接種済証等やPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。 ウ 以下の感染防止対策を全て実施している認証店又は確認店であること。 ・換気の徹底 ・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保) ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 エ 令和3年10月25日から協力開始日の前日までの間、21時から翌朝5時までの間に営業時間を設け、営業していること(当該期間において全て休業するなど営業実態がないと判断される場合は対象外とする)。 ※認証店又は確認店になっていない場合でも、1月26日までに認証店又は確認店となった場合は、その日から支給対象となりますので、感染防止対策を講じたうえで、県の認証又は確認を受けるようにしてください。 (2)支給額 以下の区分に応じて算定した日額×24日分 1月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、1月26日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から2月13日までの日数分を支給します。 【中小企業又は個人事業主】 令和3年、令和2年又は平成31年(令和元年)の1日あたりの売上高(※1) 8万3,333円以下の店舗 2.5万円 8万3,333円超～25万円の店舗 1日あたりの売上高×0.3 25万円超の店舗 7.5万円 (1店舗あたり60万円から180万円(全期間御協力いただいた場合)) 【大企業】※中小企業、個人事業主も選択可能 令和3年、令和2年又は平成31年(令和元年)からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(※2)×0.4(上限額は、20万円、又は、令和3年、令和2年又は平成31年(令和元年)の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額) 1店舗あたり最大480万円(全期間御協力いただいた場合) ※1 「1日あたりの売上高」の計算方法 令和3年又は平成31年1、2月の飲食部門の売上高の合計額÷59日又は、令和2年1、2月の飲食部門の売上高の合計額÷60日 ※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法 (令和3年、令和2年又は平成31年1、2月の売上高の合計額(1月21日～2月13日分) ー 令和4年1、2月の売上高(1月21日～2月13日分)の合計額)÷24日 ※上記計算方法のほか、以下の方法で申請いただくことも可能です。 令和4年1、2月の飲食部門の売上高の合計額が1か月分確定してから申請する場合 (令和3年又は平成31年1、2月の売上高の合計額ー令和4年1、2月の売上高の合計額)÷59日 又は[(令和2年1、2月の売上高の合計額)÷60日]ー[(令和4年1、2月の売上高の合計額)÷59日] ※3 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。 ※4 開店1年未満の店舗等については、売上高の計算方法の特例がありますので、後日発表する申請要領で御確認ください。 ※5 協力金の申請時に休業又は営業時間の短縮や、感染防止対策を実施していたことが確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度や県のホームページ等を参考に、記録をお願いします。 ※6 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。
お問合せ先	千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター TEL:0570-003894(9:00～18:00(土日祝除く))

女性会だより

生活困窮者支援(フードバンク事業)

令和3年12月14日(火)第2回目のフードバンク事業として、中核地域生活支援センター長生ひなた様を通して寄贈しました。

今回は簡単に調理ができるレトルト食品、カップ麺などの食料品を寄贈しました。

来年度もこの事業を継続していきたいと思います。



フードバンク事業の様子

千葉県商工会議所女性会連合会新春講演会に参加



新春講演会の様子

1月18日(火)に茂原商工会議所2階大会議室に於いて、県商女連新春講演会を新型コロナウイルス感染拡大防止の為、オンラインにて5名で参加しました。千葉大学医学部附属病院病院長 横手幸太郎氏を講師に「新型コロナウイルスから命を守り、組織を守る」と題し、第5波で得たコロナとの闘いの教訓から、「職員の安全と安心」を確保することが良質な医療を実施し継続していくことが大切など、現在連日感染が拡大している中での、医療現場の現状について講演を視聴しました。改めて日夜、最前線で対応しておられる医療機関の皆さまに心からの敬意を表します。

新年講演会を開催

1月19日(水)に割烹かたおかに於いて、新年講演会を開催いたしました。当日参加者の皆様に安心して参加いただく為に抗原検査を行いました。経営デザイナー 中島セイジ氏を招き「SDGsについて」と題し、約1時間30分の講演をしていただきました。SDGsの幅広い観点から中島氏は「日本を美しくする会」に参加し、掃除をすることで養える“見えないものを見る力”の大切さを改めて感じており、徹底した掃除は、そんな現代人の欠点を改善し、人の気持ちや、なかなか見えない世の中の問題に気づく心、そして謙虚な人柄を育ててくれる。そして、企業は社会に貢献することを第一に考え、そこで働く人達もまた、人のため、世の中のために働く使命感と充実感をもっていきいきとした人生を送る事を願っている事を語っていただきました。



千葉県商工会議所女性会連合会新春講演会の様子

INFORMATION

茂原商工会議所
インフォメーション

耳より情報!



日本政策金融公庫貸付金利改定のお知らせ

○経営改善貸付 年1.21%(R4 2.1現在)

「相談窓口」となり 「皆さんの事業」を支援します

●中小企業における「経営革新・業種変更」「創業・ベンチャービジネス」及び「よろず相談」等の、窓口相談と支援を行っています。

弁護士による法律相談を行っています

当所会員の方は
お気軽にお問合せください。

会員企業
限定

- 相談日 2/18金・3/11金・4/15金
- 時間は、14時～17時
- 相談料 無 料
- 事前予約が必要となります。

※詳細はHPをご覧ください。
URL <https://www.mobara-cci.or.jp>

茂原商工会議所・中小企業相談所

住所:茂原市茂原443番地
TEL:22-3361 FAX:23-7895

千葉県信用保証協会による 相談会を実施

要 予 約

相談料無料

お問合せ

茂原商工会議所・中小企業相談所 TEL:22-3361

更新日が近い方は、今すぐお電話を。

集団扱自動車保険のご案内

◆この制度の特徴

- 集団扱の契約者となれるのは茂原商工会議所会員事業所及びその役員、従業員の方々が加入できます。
- 自動車保険の保険料が一般で加入した場合と比べて年払いなら5%割引、月払いでも分割割増がありませんので、実質保険料が割安になります。
- 保険料は保険開始月の2ヶ月後にご指定の口座より自動引落としとなりますので、加入時に現金のご用意は不要です。
- 他の保険会社等（一部共済を除く）から切替えても無事故割引が継承できます。

※上記は「集団扱自動車保険の概要」をごく簡単に説明したものです。詳しい内容を記載した「パンフレット」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご不明な点、具体的な手続きその他詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

◆引受保険会社 一順不同一

あいおいニッセイ同和損保 TEL:0475-23-5311

損保ジャパン日本興亜 TEL:0475-20-3527

AIG損害保険 TEL:043-382-4020
(A06A151176)

小規模企業共済制度ご案内

■個人事業主や会社役員のみなさんを応援する国の共済制度です!

小規模企業の、個人事業主又は会社等の役員の方がやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

安心・確実な国の共済制度

掛金にも共済金にも税制上のメリット

事業資金等の貸付制度も充実

ライフプランに合わせた共済金の受取方法

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/124>

倒産防止共済制度

■連鎖倒産から中小企業を守ります!

取引先企業の倒産による連鎖倒産から事業主を守る共済制度です。

- ① 最高8,000万円の共済の貸付けが受けられます。
- ② 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
- ③ 掛金は税法上、経費または損金に算入できます。
- ④ 一時貸付金制度も利用できます。

小規模企業共済・倒産防止共済についてのお問合せは

茂原商工会議所 TEL 22-3361

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/125.html>

決算申告無料相談会のご案内

今年も決算申告の時期になりました。当所では、税理士による個別無料相談会を実施いたします。

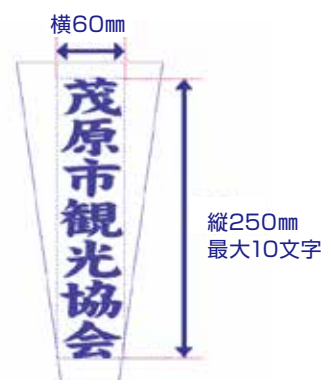
回数	期 日	時 間	場 所	税理士名
1	2月17日(木)	午前10時～ 午後3時	茂原商工会議所 本納支所	雪田ひろみ
2	2月21日(月)		茂原商工会議所 本所	白井 浩介
3	3月1日(火)		茂原商工会議所 本所	白井 浩介
4	3月4日(金)		茂原商工会議所 本納支所	雪田ひろみ

※詳細、お申込に関しては、同封チラシ『令和3年度 決算申告無料相談会』をご参照ください。

詳細は、茂原商工会議所事務局まで TEL.0475-22-3361

ボンボリオーナー募集!

- 設置場所**：豊田川沿いの桜並木(酒盛橋～道表橋)
- 対 象**：個人または団体など
※18歳未満の方は保護者が応募してください
- 費 用**：1個 5,000円
- 募集個数**：50個(先着順)
- 募集期間**：2月1日(火)～2月28日(月)17時まで
(お申込み・入金完了)
- 申込方法**：茂原市観光協会ホームページ または
茂原市観光協会事務局(茂原市役所6F商工観光課内)
窓口にて申込み
- 支払方法**：口座振替 または 茂原市観光協会事務局で現金で
お支払い
※振込手数料が発生する場合はご負担をお願いします
- 点灯期間**：令和4年3月22日(火)～4月中旬
- 点灯時間**：17時～21時
- 文 字 数**：10文字(2面に印刷)
※ロゴや絵、公序良俗に反する内容、および政治的な内容については記載できません



【お問合せ先】
茂原市観光協会(茂原市役所商工観光課内)
TEL 0475-36-7595
(土日、祝日を除く 8:30～17:00)



中小企業が利用できる施策を一部ご紹介

中小企業が利用可能な施策は数多く、経営サポート(技術力強化、新事業展開、雇用人材、海外展開、経営安定など)、金融サポート、財務サポートなど様々な内容が存在します。

自社の現状や長期的なビジョンに合った施策を活用し、経営課題の解決を目指しましょう!

経営革新計画 ～新たな事業活動で経営工場を回る～

【事業内容】

日々変化する経営環境に対応し、市場の中で優位性を確保しつつ厳しい競争を勝ち抜いていく為、新たな事業活動を行い経営を相当程度向上させる計画を作成し、県知事または国の承認を受けることで、**様々な支援制度への利用申請が可能**となります。

【新たな事業活動とは】

以下のいずれかに該当する取組であること。(自社にとって新しいものであれば他社で採用されていても対象になります。)

①新商品の開発または生産 ②新役務の開発または提供 ③商品の新たな生産または販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入 ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

【経営の相当程度向上とは】

3～5年の計画において「付加価値額または一人当たりの付加価値額」が年率3%以上伸び、且つ給与支給総額が年率1.5%以上伸びること。

【利用申請が可能となる支援策】

①低利融資による支援制度 ②信用保証の支援制度 ③投資による資金調達の支援制度 ④販路開拓の支援制度 ⑤海外展開の支援制度

詳しくは▼



経営力向上計画 ～自社の生産性向上を図る～

【事業内容】

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画が国に認定された事業者は**税制や金融の支援利用申請が可能**となります。

【利用申請が可能となる支援策】

①税制措置 ⇒ 認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例、認定計画に基づき行った事業承継等にかかる登録免許税・不動産取得税の特例、認定計画に基づき行った事業承継等に係る準備金の積立(損金算入)の措置。
②金融支援 ⇒ 政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援。
③法的支援 ⇒ 業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置。

詳しくは▼



先端設備等導入計画 ～自社の生産性向上を図る～

【事業内容】

一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、茂原市に認定された事業者は、**税制や金融の支援利用申請が可能**となります。

【利用申請が可能となる支援策】

①固定資産税の特例認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備・事業用家屋に係る固定資産税を、取得後3年間ゼロとする特例措置。(令和5年3月末認定分まで)
②金融支援民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援。

詳しくは▼



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ～試作品やサービス開発等に必要な設備投資をする～

【事業内容】

人口減少の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等、相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等、および一定数以上の中小企業・小規模事業者等の**新規ビジネスモデルの構築に係る経費の一部が支援**されます。

【支援内容】

中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

詳しくは▼

【補助上限額】

一般型:1,000万円
グローバル展開型:3,000万円
ビジネスモデル構築型:1億円

【補助率】

一般型、グローバル展開型:中小企業2分の1、小規模事業者等3分の2
ビジネスモデル構築型:大企業2分の1、大企業以外3分の2



その他の施策紹介や事業計画策定サポートを随時行っています!
お気軽にお問合せください。 TEL.0475-22-3361 茂原商工会議所 指導課